

●除雪作業へのご協力をお願いします



今年も降雪シーズンを迎えました。国道・県道及び町道の除雪作業にあたり、ご協力をお願いします。

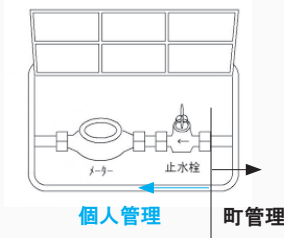
- ・ 除雪期間：平成29年11月1日から平成30年3月31日まで
- ・ 除雪作業は、積雪量が15cm程度から行います。
- ・ 急坂路の危険箇所には凍結防止剤を配置してあります。凍結防止剤は、必要に応じて散布をしてください。
- ・ 期間中、自動車等を路上に放置しないようお願いします。
- ・ 住居の雪を道路上に搬出しないようお願いします。
- ・ 除雪のため、田畑等に砂利等が落ちる可能性があります。ご了承ください。
- ・ 竹や木に降り積もる雪で交通の障害になった場合は、交通を確保するため、竹や木の枝を切り払いますのでご了承ください。
- ・ 冬用タイヤの交換は、早めに行いましょう。

ご不明な点やお問い合わせは下記へご連絡ください。

・ 島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部 7-9116 ・ 西ノ島町環境整備課 6-1748

●冬には必ず凍結防止対策を

気温がマイナス4度以下になると、水道管や蛇口は、凍ったり破裂することがあります。テレビ、ラジオなどの天気予報をこまめにチェックし、早めに凍結防止の準備をしてください。敷地内の給水管から蛇口までの水道施設の修理は所有者の負担となり、費用も多くかかりますので、くれぐれも水道管の凍結にはご注意ください。



■凍結しやすい場所は

- ・ 屋外で水道管がむき出しのところ
- ・ 家の北側で陽の当たらないところ
- ・ 風当たりの強い場所

■こんな時には要注意

- ・ 外気温がマイナス4度以下になったとき
- ・ 旅行などで家を留守にする時など、長期間水道を使用しないとき
- ・ 一日中、外気温が氷点下の「真冬日」が続くとき

■水道管の凍結を防ぐためには

- ・ 水道管や蛇口の部分に、保温材・古い毛布・布きれなどを濡れないように巻きつけ、さらにその上からビニールなどを巻いて保温してください。濡れているとそこから凍結します。
- ・ メーターボックス内に、発泡スチロール製の保温材や古い毛布などをビニール袋に入れて、メーターを上下左右から保護するように取り付けてください。

■水道管が凍ってしまったら

- ①蛇口を開ける
- ②凍った部分にタオルや布をかぶせる（タオル等をかぶせるのは余熱を利用するため）
- ③その上からゆっくりとまんべんなく「ぬるま湯」をかける

注意：熱湯を急かけると、水道管や蛇口が破裂しますので十分注意してください

■水道管が破裂したときは

水の噴出を防ぐためにメーターボックス内の止水栓を閉め、下表「西ノ島町給水装置工事指定事業所」に修理を依頼してください。

西ノ島町給水装置工事指定事業所								
山下土木工事所	物井	7-8821	さんもく工業	美田尻	7-8844	西ノ島設備	浦郷	6-1510
たまや電気	別府	7-8600	小東工務店	小向	6-0175	道島屋	//	6-0384
大野建設	//	7-8413	菊田建設	//	6-1664	大野技建	//	6-1222
坂設備	美田尻	7-8517	船舶電機舎	船越	6-1044			

水道に関するお問い合わせは、役場環境整備課6-1748までご連絡下さい

POLICE 通信

こんにちは！浦郷警察署です。
今回は、『110番通報について』のお話です。

浦郷警察署
6-0121

■『110番通報』って？

『110番通報』は、警察への緊急通報の手段です。事件・事故で警察による緊急の対応が必要な時には遠慮なく使用して下さい。各種相談、案内、情報提供等緊急性のない内容は、浦郷警察署（6-0121）や相談専用電話（#9110）へ電話して下さい。

■『110番通報』はどこに繋がるの？

事件や事故が発生し、『110番通報』すると、松江市にある警察本部に電話がつながります。
※県境付近では、隣接県警察につながる場合があります。
警察本部職員が事案内容を聴取し、通報後に各警察署へ現場に向かうよう指示をします。

■『110番通報』時の注意事項

- 携帯電話等移動電話から通報する場合には、場所をできるだけ移動しない。
- 運転中であれば、道路交通法違反となるため安全な場所に止めてから通報する。
- 発生場所が特定できる目標物（建物、バス停、橋、公園、電柱番号、釣り場の名称など）を伝える。



■『110番通報』の豆知識

『110番通報』ができた当時の家庭電話は、今のようなボタン式ではなく、ダイヤル式と呼ばれる電話が一般的でした。そこで、緊急性を考え、ダイヤル式のダイヤルを回す距離が一番短い「1」を多くし、さらに間違い電話の防止や、あせる心を落ち着かせるためにダイヤルを回す距離が一番長い「0」を最後につけて「110」に決まりました。



～自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊） 募集～

採用と同時に陸・海・空自衛官候補生に任命されます。自衛官候補生として3ヶ月間の教育訓練を修了した後、2等陸・海・空士に任用されます。

任用期間は、陸上自衛官は、1年9か月、海上・航空自衛官は2年9か月を1任期として任用されますが、引続き勤務を希望する場合は、選考により2年を任期として継続任用されます。

- 【募集種目】 男性 自衛官候補生
- 【応募資格】 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の方
- 【応募期間】 第10回目 平成30年1月15日（月）から2月2日（金）
第11回目 平成30年2月5日（月）から2月23日（金）
- 【試験期日】 第10回目 平成30年2月3日（土）、第11回目 平成30年2月24日（土）
- 【試験会場】 陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1
- 【試験科目】 筆記試験（国語・数学・社会・作文）・口述試験・適性検査・身体検査

～予備自衛官補 募集～

一般の社会人や学生といった自衛官未経験者を、予備自衛官補として公募・採用し、教育訓練終了後、予備自衛官として、任用する制度です。

- 【応募資格】 ※以下の他にも資格要件があります。詳しくはお問い合わせ下さい。
- 一般公募 18歳以上34歳未満の者（平成30年7月1日現在の年齢）
- 技能公募 18歳以上で、保有する技能に応じ、53歳から55歳未満の者（平成30年7月1日現在の年齢）
- 【受付期間】 第1回 平成30年1月9日（火）から30年4月6日（金）締切日必着
第2回 平成30年7月1日（日）から30年9月14日（金）締切日必着
- 【試験期日】 第1回 平成30年4月14日（土）から30年4月15日（日）※いずれか1日を指定
第2回 平成30年9月29日（土）から30年9月30日（日）※いずれか1日を指定
（第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。）
- 【試験会場】 陸上自衛隊出雲駐屯地
- 【試験概要】 ■共通：口述試験、適性検査、身体検査、■一般：教養試験、作文、■技能：小論文
- 【合格発表】 第1回 平成30年5月18日（金）、第2回 平成30年11月9日（金）
※ただし、試験期日、場所等について、追加・変更される場合があります。

<お問い合わせ先> 自衛隊島根地方協力本部 電話0852（21）0015 <http://www.mod.go.jp/pco/shimane>